Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-04-28

自己責任とその限界 ： 大阪・泉南アスベスト(石綿)国家賠償請求訴訟から

大家, 慎也

(Citation)
21世紀倫理創成研究,8:48-65

(Issue Date)
2015-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81009412

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009412

自己責任とその限界
―大阪・泉南アスベスト（石綿）国家賠償請求訴訟から

大家　慎也

はじめに

大阪・泉南アスベスト（石綿）国家賠償請求訴訟（以下、“泉南アスベスト国賠訴訟”と略記）とは、アスベスト工場の元労働者、その家族、工場近隣住民ならびにその遺族が、2006 年、国家賠償法に基づいて、健康被害または死亡による損害の賠償を国に求めた訴訟である。2014 年 10 月 9 日、原告第 1 陣と第 2 陣をあわせた統一的な判断として、最高裁は国の責任を認める判決を出した。

本論文の目的は、泉南アスベスト国賠訴訟の第 1 陣高裁判決に見られる事業者・労働者の自己責任論を吟味し、これが妥当か否か検討することである。そのことによって、第 1 陣高裁判決をめぐる議論に新たな論点を提供することができ、また一般に言う“自己責任論”が持つ問題を理解するための観点を提供することができるだろう。

本論文は、以上の目的を達成するために次の手順を踏む。まず第一節で、アスベストによる健康被害およびそのリスクの特徴について概説した後、泉南におけるアスベスト被害の特徴、および国賠訴訟の経過をまとめる。次いで第二節で、第 1 陣地裁判決および第 1 陣高裁判決に焦点を当てて、それぞれの判決を詳細に見た後、第 1 陣高裁判決に事業者・労働者の自己責任という論点が見られることを指摘する。そして第三節で、事業者・労働者の自己責任という考え方が妥当か否か検討し、この問いに回答を与える[(1)]。

1．泉南アスベスト国賠訴訟の概説

1－1．アスベストによる健康被害およびそのリスクの特徴

アスベスト（石綿：asbestos）とは、ある種の繊維状に変化した天然の鉱物の総称である[(2)]。繊維一本一本の細さは髪の毛の 5000 分の 1 ほどで、これを縒り合わせて紡績用の糸を作ることや、固めてスレートを作ることが可能である。軽量であり、耐久性がよく、また耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性にすぐれており、

特に 20 世紀に安価な大量生産が可能になると“奇跡の鉱物”として建築資材や電気製品に大量に使用されるようになった。その後、1970 年代に健康リスクが広く知られるようになり、1980 年代には国際的に規制が進んだ。日本では 2004 年までに輸入・生産・使用が原則禁止、2006 年にはほぼ全面禁止されている[(3)]。

アスベストは性質上、繊維状でほぐれやすい。その細い繊維は空気中に飛散して呼吸によって人体に取り込まれ、主に肺や胸膜、腹膜に蓄積される。アスベストの吸入は石綿肺・肺がん・中皮腫などの重篤な疾病につながるというリスクが知られており、特に中皮腫は診断から２～３年で死亡してしまうケースが多いとされる[(4)]。

アスベストによる健康リスクには幾つか特徴がある。永倉冬史（2008 年）をもとにアスベストリスクの特徴を四つに分類すると、以下のようになる。

① どこにでもある、大量にある。
② 容易に発じんして目に見えない、臭いもない。
③ 致命的な病気を引き起こす。例えば、中皮腫は症状が重篤であり、また根本的な治療が現時点で不可能である一方、診断から死亡までの時間が極めて短い。このため、長期間に渡る労災手続や訴訟の手続きの過程で死亡してしまう場合も多くみられる。
④ 病気の潜伏期間が極めて長い。例えば中皮腫ならば 30 ～ 40 年間。このため、いつ・どこでアスベスト粉じんを吸入したか、という正確なデータを取ることが困難になり、因果関係の立証が困難となる。

上記の特徴をもって他の労働災害や公害のリスクと比較した場合、アスベスト問題の特殊性が際立つ。それは、労働者以外もアスベストの健康リスクに曝されていることである。というのも、アスベストは容易に発じん･飛散することから、リスクが工場内部に限定されるケースは稀であり、労働者本人（職業曝露）はもちろん、労働者の家族（傍織業曝露・傍職業性家庭内曝露）、工場近隣住民（近隣曝露）まで高濃度のアスベスト粉じんに曝される可能性がある。したがって、アスベスト問題は労働災害に加え､公害としての側面も併せ持っていると言える[(5)]。

アスベスト関連の問題や訴訟においては、アスベストを使用した企業のリスク管理の責任が問われることが多い[(6)]。ただし、企業の倒産などにより、リスク

管理の責任主体が別に求められることがある。泉南アスベスト国賠訴訟はこれに該当する。

１－２．泉南におけるアスベスト被害の特徴および国賠訴訟の経過

泉南におけるアスベスト被害には、他の地域でのアスベスト被害と比較した場合、大きな特徴があり、その特徴がリスク管理の責任主体を問うことを困難にしている。「泉南地域の石綿被害と市民の会」代表である柚岡一禎（2009 年）の記述を参考にして、泉南地域の被害の特徴を企業・事業者の不在の問題という点から概観しよう。

柚岡によれば、泉南地域は 100 年以上前より地域全体が石綿産業に従事する地域であった。特に、石綿から糸・布を作る石綿紡績業が第二次大戦後に急増し、中小の石綿紡績工場群を中心として出入り業者、鉄工所、電気工事店などが密集し、地場産業としての石綿業を形成していた。高度経済成長期には 200 を超える石綿紡績工場が密集し、それらの工場が当時の国内の石綿紡績供給の大半を担っていたとされる。それらの工場におけるアスベストの使用が主要な原因となり、アスベスト関連疾患の患者が年々現れている。患者の多くは石綿紡績業従事者（職業曝露）、およびその家族（傍織業曝露・傍職業性家庭内曝露）、また近隣の住民（環境曝露）である。ただし、それらの石綿紡績工場はほとんどが少人数経営の零細工場であり、1980 年代後半にはその多くが解散している（2014 年現在、泉南地域の石綿紡績工場はすべて閉鎖され、事業所として存在していない）。このため、アスベスト被害のリスク管理の責任を追及する係争相手としての企業・事業者が不在である。

このような事情のもと、泉南におけるアスベスト被害の責任追及は、“国の不作為”を問う国賠訴訟というかたちをとることになった。すなわち、国はアスベストが持つ健康リスクを知っており、したがって国民の生命や健康を守るために必要な規制を行うべきであったのだが、これを怠ったという規制権限不行使の責任（国家賠償法第一条「公権力の行使」）が主張されたのである。

以下に国賠訴訟の経過を概説する。元労働者・その家族・工場近隣住民ならびにその遺族（以降、原告）が 2006 年５月、国賠訴訟を起こし、第１陣および追加提訴の第２陣に分かれて係争を行った。

第１陣については、2010 年５月 19 日に、大阪地裁において国の責任を認める

原告勝訴の判決が出された。これに対して国は控訴、和解協議を拒否したため原告も控訴し、大阪高裁の係属となった。2011 年８月 25 日の高裁判決は、１審判決を取り消し、原告の請求をすべて棄却する原告敗訴であった。その後、原告側の上告により最高裁の係属となる。

第２陣については、2012 年３月 28 日の大阪地裁では国の責任を認める原告勝訴であった。これに対して国は控訴、原告も控訴し、大阪高裁の係属となった。2013 年 12 月 25 日の高裁判決は国の責任を認める原告勝訴であった。その後、原告・被告双方の上告により最高裁の係属となる。

最高裁は第１陣と第２陣において統一的な判断を示すこととなり、2014 年 10 月９日、第１陣と第２陣の双方に対する統一的な判断として、国の責任を認める原告勝訴の判決が出された。

２．第１陣高裁判決における自己責任論

２－１．第１陣地裁判決と第１陣高裁判決の相違点

訴訟経過を見ると、第１陣地裁判決、第１陣高裁判決、第２陣地裁判決、第２陣高裁判決、そして第１・２陣を統一した最高裁判決という五つの判決のうち、第１陣高裁判決のみが原告敗訴（国の責任を認めない）であり、それ以外は原告勝訴（程度の差はあれ国の責任を認める）である。第１陣高裁判決は、どのような議論によって他の判決と異なった判決を導いたのだろうか。また、その議論は肯定できるものか、それとも批判すべきものであろうか。

この問いに答える準備段階として、まず、比較的先行研究の出そろっている第１陣地裁判決と第１陣高裁判決に焦点を当て、二つの判決の相違を確認しよう。

まず第１陣地裁判決（大阪地判平 22・５・19 判時 2093 号３頁）を見てみよう。判決は、国が旧労働基準法と労働安全衛生法に基づき[7]、1972（昭和 47）年の時点において石綿粉じん濃度の測定とその結果の報告および改善措置を、また 1960（昭和 35）年までに局所排気装置の設置を、それぞれ義務づけるべきであった[8]として、国の規制権限不行使の責任を認めるものであった。その根拠として、石綿肺については 1959（昭和 34）年ごろに、また肺がん・中皮腫については、1972（昭和 47）年ごろまでに、知見がおおむね集積されていた[9]ことが挙げられている。規制権限不行使を判断する際に参照された判例は、主として「筑豊じん肺最高裁判決」（最高裁平 16・４・27 判時 1860 号 34 頁）であり、当該判決に

ある「その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く」際に違法であるという判断基準を踏襲している。この際、筑豊じん肺最高裁判決において、国の責任はあくまで二次的、補充的であるとされていたのに対し、本判決では国と使用者（事業者）の“共同不法行為”が指摘された。すなわち、国と事業者の双方に責任を認め、特に本来ならば実施すべきであったことを国は実施しなかったという意味で、一次的な責任があったと断言されたのである。

これに対し第１陣高裁判決（大阪高裁平 23・８・25 判時 2135 号 60 頁）[10] は、事実認定が地裁判決と異なり、判決も覆っている。例えば、国は 1947（昭和 22）年までにアスベストとその重篤な関連病の因果関係について認識し、対策を開始したと理解された。その対策の一環として、国は 1947（昭和 22）年の旧労基法および旧労働安全衛生規則において、既に有害な粉じん濃度を回避するべく、防じんマスクの着用や集じん装置の実装など、適切な措置を講じるよう義務付け、特に局所排気装置を設置するよう定め（義務付けたわけではない）、実際にそのように指導を行っていたとされた。それにも関わらず 1971（昭和 46）年ごろまでに局所排気装置の設置が義務付けられず、普及も進まなかった理由としては、特にアスベストの集じんにまつわる実用的な工学的知見が確立しておらず、局所排気装置の技術が確立していなかったためであるとされた。このため、筑豊じん肺最高裁判決に照らし合わせ、当該判決にある「その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く」際に違法であるという判断基準のもと、当時の国の行ったことはそのような許容限度を逸脱し、著しく合理性を欠くようなものではないとして、国の責任は否定された。

２－２．第１陣高裁判決の特徴についての先行研究

以上に見るように、第１陣地裁判決と比較した第１陣高裁判決の特徴は、工学的知見の確立といった事実認定に関する点と、行政の措置の肯定という点に見られる。このうち、事実認定に関する点、特に工学的知見の確立などに関しては、早い段階から事実誤認が指摘されており、これは批判すべきものと見なしてよいだろう [11]。とすると、検討すべき点は、行政の措置がどのような議論を経て肯定されたかという点になるだろう。その議論は肯定できるものか、それとも批判すべきものであろうか。この点について法学者などから提出された見解を確認しておこう。

大久保規子（2012 年）によれば、第 1 陣地裁判決と比較した第 1 陣高裁判決の特徴は、次に述べるような論理によって、行政の広範な裁量を認める点にある。すなわち、

Ⅰ. 第 1 陣地裁判決（および、筑豊じん肺判決）には「最新の」医学的知見に「適時かつ適切に」必要な省令の制定・改定等の権限を行使すべきという趣旨の文言が存在したが、第 1 陣高裁判決では「適切」な権限行使を求めるだけであり、「適時」の表現が抜け落ち、また医学的知見についても「最新の知見」という文言が欠落している。

II. 第 1 陣高裁判決では、産業発展のため、ある程度の健康被害をやむなしとするような説示が認められる [(12)]。

III. 第 1 陣高裁判決は、上記二つの考え方を元にして、「労働大臣によるその時々の高度に専門的かつ裁量的な判断」を認める。

IV. 上記の三点に基づき、労働大臣の広範な裁量を認めることにより、権限（不）行使が違法になる事案が、極めて限定されることとなる。

以上に見る大久保の提出している国（労働大臣）の“裁量”の問題は、関連する法学者に共通する問題意識と言ってよい [(13)]。すなわち、裁量という言葉は責任の及ぶ範囲を随意に操作し、また曖昧なものにするために使用することが可能な、問題含みな言葉と指摘されている。

また、前述 II. にあった、産業発展のためにはある程度の健康被害やむなし、という説示についても、多くの法学者らによって批判が提出されている。その多くは、人の生命・健康と国家の産業発展を天秤に掛ける考え方を批判するものである。

大久保は以上を踏まえ、「仮に、規制権限を適時に行使する義務があり、その際、アスベストの〔工業的〕有用性を考慮してはならないという判断枠組みに立った場合、同様の結論が導かれるのかどうか大いに疑問」、すなわち、判決が覆る可能性があるとしている（大久保、2012 年、67 頁）。

本論文は以上の議論は妥当なものであると判断する。国の裁量という考え方も、産業発展と健康被害を天秤にかける考え方も、第 1 陣高裁判決に特徴的であり、これらが行政の措置を肯定する根拠の一つになっていると判断できる。そして、

これら根拠の妥当性については、審理の場で改めて検討されることで批判され、棄却されるものであると十分に考えられる。ただし、本論文ではこれらの点については踏み込んだ議論は行わない。

２－３．第１陣高裁判決における自己責任論

さて、以上の議論に加え、第１陣高裁判決の特徴について、労働者や事業者へと責任が転嫁されているという指摘もなされている[(14)]。その際に参照されるのは、第１陣高裁判決要旨にある、次のような文章である。

〔…〕個々の労働者及びその使用者である事業者が、石綿粉じんのばく露についての警戒心あるいは危機感を具体的にどの程度抱いていたか、どうかは別として、石綿粉じんの有害性に関する情報及び長年にわたり石綿関連作業に従事したことによって重篤な石綿肺を発症した労働者が現実に存在するという客観的事実についての認識が〔個々の労働者及びその使用者である事業者に〕全くなかったものとは到底考えられない〔…〕少なくとも使用者である事業者としては、石綿粉じんを職業的に吸入することによって石綿肺という重篤な肺疾患を引き起こす危険性があること及びその具体的な対策を講じる必要のあることを認識していた〔…〕。（「高判要旨」判断２- ３）

換言すると、個々の労働者や事業者が、アスベストのリスクを具体的にどの程度認識していたかは別として、少なくとも事業者は、また労働者も基本的には、周知された情報および経験則により、アスベストのリスクを認識していたであろうという主張である。この根拠として、第１陣高裁判決は次の三点を挙げる。すなわち、

- 旧労基法（1947= 昭和 22 年）及びじん肺法（1960= 昭和 35 年）において労働者に対する安全衛生教育の実施が義務付けられていた。
- 社会的にも新聞報道が行われ、泉南地域業界団体「アスベスト振興会」による局所排気装置及び防じんマスクの着用指導申し合わせもあった。
- 労働者に対する定期的な健康診断や各作業場に対する行政指導等が繰り返されていた。

上記のような職業訓練および日常生活における知識の取得が、責任の根拠として言及されている。以上をもって、高裁判決は、労働者や事業者自身が情報を十分に与えられており、アスベストのリスクを知っていたであろうと推論する。このため法令（旧労基法及び、じん肺法）上義務付けられた安全衛生教育として、少なくとも事業者は､防じんマスクを適切に使用する指導を行うべきであったし、そうしなかったならばそれは労働者や事業者の責任である――と第１陣高裁判決の議論は展開している [(15)]。

以上の議論をまとめると、国や行政またその他の社会的な情報通知により、労働者や事業者はアスベストのリスクを知る主体であったのだから、アスベストリスクの管理を自身で行う責任があったという自己責任論になる。この自己責任論は、行政の措置を肯定する根拠の一つになっていると判断できる。

このような事業者・労働者の自己責任という考え方は、はたして妥当であろうか。以降、本論文はこの問いに回答を与えることを試みる。まず、自己責任論一般の特徴を明確にしたうえで、自己責任論について検討するための問題設定を得る。次いで、その問題設定に従って第１陣高裁判決における自己責任論が妥当であるか否かを検討する。

３．第１陣高裁判決における自己責任論の検討

３－１．自己責任論とは何か

そもそも自己責任論とはどのような考え方か、その特徴を明確にしておこう。社会哲学者、吉崎祥司（2014 年）は、現代の日本で見られる自己責任論の特徴を七つの項目に分けて指摘しているが、そのうち以下の三点が本論文の問題関心に対して参考になる。すなわち、

（１）自己責任論は、産業や政治の体制が生み出す問題など、社会に起因すると考えうる諸問題の責任を、個人的責任に解消し、そのことで社会的責任を否定する。

（２）自己責任論は、社会の持ちうる豊富な内容や役割（相互扶助機能や、人間の社会的共同性・相互依存性、および労働運動や社会運動・市民運動などによる社会的規制など）を否定し、個人を社会的関係から切り離す。

（３）自己責任論は、社会的困難を個人の能力の不足・欠如に還元する。また、

社会や共同体によって形成され、また行使されるもとのしての能力という観点を捨象し、あくまで能力の形成と行使を個人的なものとして扱う。[16]

これらは内容的に重複する点があるため、本論文の問題関心に照らし合わせて、更に次の二点にまとめよう。すなわち、①自己責任論は、ある問題が起こったとき、それを個人の能力の不足・欠如を責任へと結び付ける。そして、②自己責任論は、ある問題について、社会制度や共同体が担うべき役割と責任の存在を否定する。

さて、以上を踏まえて、私たちは次の二つの問題設定を得ることができるだろう。

まず、能力主義の観点から、労働者自身ははたして実際にアスベストのリスクを知っていたのだろうか、更に、その知識は適切なリスク管理に結びつくもので、責任を問えるものであるのかという問題設定が導出される。これを本論文では**リスク管理の能力の問題**と呼ぶこととする。

次いで、社会制度の果たしうる役割と責任という点から、自己責任論はそもそも泉南アスベスト被害のケースにおいて有意義なかたちで適用可能であるか否か、換言すれば、本件に自己責任論を適用することで見過ごされる、社会制度の果たしうる重要な役割と責任は存在しないかという問題設定が導出される。本論文はこの問題を**社会制度の役割の問題**と呼びたい。

この二つの問題を検討することで、第１陣高裁判決の自己責任論が妥当であるか否か、回答を与えることができるだろう。

３－２．リスク管理の能力の問題

第二節でも確認したが、第１陣高裁判決のいう事業者・労働者の責任の根拠をまとめると、次のようになる。

① 労働者に対する安全衛生教育の実施が義務付けられていたこと。例えば、旧労基法（1947 年）及びじん肺法（1960 年）。
② 社会的啓蒙。例えば、新聞報道や、泉南地域業界団体「アスベスト振興会」による局所排気装置及び防じんマスクの着用指導申し合わせなど。
③ 行政指導等の実施。例えば、労働者に対する定期的な健康診断や各作業場に対する指導。

上記のような職業訓練および日常生活における知識の取得が、責任の根拠として言及されている。以上の根拠をもとに、第１陣高裁判決は、リスク管理に必要な知識を事業者・労働者に見込んでおり、この見込みに基づいて、国の定めた各種義務（マスク装着義務、集じん装置の設置、および粉じん濃度の測定結果報告義務）を、事業者・労働者が果たすべき当然の責任としている。ただし、ここで事業者のもつ（とされる）知識が適切なリスク管理に十分なものであったかは、必ずしも明確にされていない。そこで、事業者・労働者自身は、はたして実際にアスベストのリスクを知っており、その知識は適切なリスク管理に結びつくもので、責任を問えるものであったのかを検討してみよう。

第１陣高裁判決の主張をまとめると、国や行政、そして社会が事業者や労働者に知識を与えており、また職業訓練と経験知の蓄積があったというものであった。しかし、その知識の正確さ・十分さという点から見ると、どうだろうか。

ここで考慮すべきことは、泉南地域の事業者・労働者の特殊性である。多くの事業所が家族経営の零細業者であり、そこにおいて事業者自身はもとより、児童や婦女を含む事業者の家族全体が事業所の構成員として労働していた。また、雇用された労働者は、主として貧しい在日コリアンや被差別部落者、地方出身の出稼ぎの労働者などであった。このような人々が、泉南地域におけるアスベスト産業の事業者・労働者だったのであり、アスベストの被害者だったのである。以上の事情を、柚岡は次のように説明している。

> 誤解を恐れずに言えば、日本社会の底辺で生きる人たちの行き着いた先が泉南の石綿だった。彼らは貧しさゆえに、汚れ仕事も長時間の過酷な労働も厭わなかった。経営者は大した資本をかけずに必要なら自分と家族の労力も投入したし、労働者は労働者で教育水準や技術訓練を要求されずに、働いたその日から収入を得ることができた。（柚岡、2009 年、77 頁）

以上の状況をかんがみると、事業者や労働者らの持っていた知識は、適切なリスク管理を問うことのできる正確で十分なものであったのかという点に関して、大いに疑問である。というのも、明らかな知識の不足および過誤が労働者・事業者に見られ、専門的知識の不足や過誤は、量と質の両面において十分なサポートが必要なほどであったからである。森裕之（2009 年）の言うように、泉南の場合、

通常の労働災害のように経営者が労働衛生に対する投資を節約したため被害が発生しているというよりは、アスベストの有害性や対策の必要性を実効力のある形で周知されていなかったことに被害の原因を求めることができるのである（Cf. 森、2009 年、12 頁）。そのようなサポートを要する知識は、リスク管理の責任を問うに十分なほどであったとは言えない。このため、事業者や労働者の不正確・不十分な知識からリスク管理の能力を主張することはできず、したがって責任を主張することはできない。以上により、第 1 陣高裁判決の自己責任論は、リスク管理の能力の問題と言う観点からは妥当と言えない。

３－３．社会制度の役割の問題

次いで、自己責任論はそもそも泉南アスベスト被害のケースにおいて有意義なかたちで適用可能であるか否か、換言すれば、本件に自己責任論を適用することで見過ごされる、社会制度の果たしうる重要な役割と責任は存在しないかという問題を検討しよう。

第 1 陣高裁判決に見られる自己責任論（責任転嫁）について、八木倫夫（2012 年）は、当該判決は労働者の生命・健康の確保を企業と労働者の自己防衛に一任し、国の役割を最小限で良しとする判決であり、これは過去の公害訴訟・労災訴訟の伝統で形成された被害救済のあり方への真っ向からの挑戦であるとしている（八木、2012 年、18 頁）。八木の見解は、自己責任論の妥当性を判断する際に、労働者と国の関係において国が果たすべき役割という問題点を提出する点において有意義であると判断する。しかし、彼の見解には、本件において国の果たすべき役割とは具体的に何であったかという問いが抜け落ちている。以降ではこのことを検討したい。

事業者・労働者の労働（経済活動）の責任を考えるための基本的な観点の一つは、“同意”であろう。一般に、十分な知識を与えられたうえでの同意をインフォームド・コンセントと呼ぶ。これはあらゆる法的契約の根幹をなす概念であると考えられ、特に、同意した事柄に対する責任を論じるうえで重要とされる。しかし、クリスティン・シュレーダー＝フレチェットはこの知識に基づく同意という概念が持つ問題点に注意を促すべく、“インフォームド・コンセント・ジレンマ”という問題状況を提示する。

インフォームド・コンセント・ジレンマは、労働現場でのリスクに妥当なインフォームド・コンセントを与えることが一番できそうなのは誰かを考えるとすぐに現れてくる。それは、十分な教育を受け、リスク、特にその長期的で確率的な影響を合理的に理解できる人である。あるいは、悲惨な経済的状況で自分が被害を受けそうだとわかっている仕事を引き受けるように強いられることのない人間である。（シュレーダー＝フレチェット、2007 年、92 頁）

逆に言えば、教育が不十分でありリスクを合理的に理解できない人間、あるいは悲惨な経済的状況のせいで仕方なく仕事を引き受ける人間は、労働現場のリスクに対して妥当なインフォームド・コンセントを与えることができない場合がある。このような状況を指して、シュレーダー＝フレチェットは、インフォームド・コンセント・ジレンマと呼んでいる。

この論点をかんがみて泉南アスベスト被害の問題を考えると、貧しい在日コリアンや被差別部落者、そして地方出身の出稼ぎの労働者には、職業教育の不十分さに加え（これは３－２でも確認した）、明確な経済基盤の弱さと差別による自由な活動の制限が認められる。このような場合、シュレーダー＝フレチェットの議論を踏まえると、たとえリスクを何らかの仕方で認識していたとしても、それはそのままリスク回避には結び付かない。すなわち、呼吸器疾患や肺疾患のリスクを何らかのかたちで意識していたとしても、そこで生きてゆくためにはアスベスト関連の労働に就かざるをえなかったという強いられた状態がそこにある。それにもかかわらず、事業者・労働者は妥当なインフォームド・コンセントを与えたのだから、その経済活動には責任が伴うと、第１陣高裁判決の自己責任論は主張していると解釈できる。これは、実際に妥当な同意を与えることができない事業者・労働者らが、インフォームド・コンセントを行ったという想定のもとで抑圧される事態と言うことができるだろう[17]。

ここでインフォームド・コンセント・ジレンマが含意するのは、十分な知識を所有し、その知識を十分に活用して、自己決定し、行為し、その責任を負う主体という人間像への異議申し立てである。すなわち、十分な教育を受けることができない、また、たとえ（部分的に）知識を有していたとしても経済的な理由や差別のせいで職業を選べないなどの社会的コンテクストにより、行為が大いに制限される場合がある。

重要なことは、このような社会的コンテクストが、個人の努力ではどうしよう

もないものであるという点である。第１陣高裁判決における自己責任論は、このような行為の社会的コンテクストを考慮に入れず、したがって、このような社会的コンテクストの問題を国が取り上げ、これを是正するという、国が果たすこともできた役割を覆い隠し、不問にしている。国の役割を実際にどの程度大きく、あるいは小さく見積もる立場を採るかは別として、少なくとも第１陣高裁判決は、国が社会的コンテクストに対して果たし得た役割についての議論を提起すべきであったと言えるだろう。付記するなら、自由な行為（経済活動）を制限するこのような社会的コンテクストは、自己責任論一般が考慮に入れることのできていない観点であると指摘することができる。何かのトピックについて自己責任論を問題にする際に、このような社会的コンテクストに注目することは有効である可能性がある。

以上をかんがみた場合、自己責任論は泉南アスベスト被害のケースにおいて有意義なかたちで適用可能であるとは言えない。なぜなら、本件に自己責任論を適用することで、社会的コンテクストを取り上げてその是正を検討するという、国の果たしうる重要な役割が見過ごされるからである。このため、第１陣高裁判決の自己責任論は、社会制度の役割の問題と言う観点からは妥当と言えない。

まとめ―自己責任とその限界

本論文の目的は、泉南アスベスト国賠訴訟の第１陣高裁判決に見られる、事業者・労働者の自己責任論を吟味し、これが妥当か否か検討することであった。第一節、二節、三節の議論を通して明らかとなったことは、そのような自己責任論は妥当ではないということであった。その理由は、リスク管理の能力の問題、および社会制度の役割の問題という二つの観点から提示される。

まずリスク管理の能力の問題という観点から、泉南アスベスト被害においては事業者・労働者の知識が不正確また不十分であったため、責任を問うことはできないと言える。そして社会制度の役割の問題という観点からは、自己責任という考え方は、事業者・労働者の生活の具体的な様相やそこにあった問題といった社会的コンテクストを取り上げることができないため、妥当とは言えない。むしろ自己責任論は、そのような社会的コンテクストを覆い隠すように機能し、国の果たし得た役割を不問にしてしまう。

以上の点は、第１陣高裁判決の自己責任論が抱える限界であって、より妥当な

判決を導くためには、リスク管理の能力、および社会的コンテクストに対して国の果たし得た役割という二つの要素を踏まえた議論が必要になるだろう。

本論文は、以上の議論を経て、第１陣高裁判決をめぐる議論について、自己責任論というこれまで十分に論じられてこなかった論点を提供し、これを批判的に検討することができた。また、泉南アスベスト被害において、自由な行為を制限する社会的コンテクストが問題となったことを指摘することで、一般に言う“自己責任論”を問題にする際に社会的コンテクストへの注目が有効であるという見通しを示すことができた。

凡例

〔…〕は引用者による省略。〔〕内は引用者による補足。

註

（１）本論文は第１陣判決（特に高裁判決）を主たる検討対象とする。しかし、第１陣判決に焦点を絞ったため、第２陣の二つの判決、および最高裁判決を踏まえた総合的な記述については、近隣曝露や傍織業曝露・傍職業性家庭内曝露といった非労働者の被害の取り扱いの問題を含め（この点については注５も参照されたい）、次の機会を待つことになった。なお本論文は、科学技術社会論学会第 12 回年次研究大会・総会における藤木篤（久留米高等専門学校助教）との共同発表（「泉南アスベスト国賠訴訟に見るリスクと責任」於東京工業大学、2013 年 11 月）および「生のガバナンス」研究会・拡大ワークショップにおける単独発表（「自己責任論とその限界：泉南アスベスト国賠訴訟のケースをもとに」於京都大学、2014 年２月）をもとにして再構成したものである。再構成の作業に際し、藤木氏の研究内容に該当する部分は削除したため、本論文にかかる責任はすべて筆者である大家にある。ただし、本論文の執筆に際し藤木氏には重要な示唆をいくつも頂いた。この場を借りて感謝の意を示したい。

（２）正確に言えば、蛇紋石族や角閃石族の一部の鉱物の、特に繊維状形態（asbestiform）をとるものがアスベストと呼ばれる。現在、クリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、アンソフィライト・アスベスト、トレモライト・アスベスト、アクチノライト・アスベストの６種類が、国際機関や行政機関において一般にアスベストと定義されてい

る（Cf. 神山、2007 年）。

（３）2006 年の関連法の成立により、アスベスト含有率が 0.1 パーセントを超える製品の製造、輸入、使用が禁止され、またアスベスト含有率 0.1 パーセントを超えるアスベスト含有廃棄物の適正保管、処分が義務付けられた（「労働安全衛生法」「廃棄物処理法」など）。それ以前の 2005 年まで、労働者の労働環境確保や一般大気の環境確保などの観点からどのような法規制がなされてきたかについては、小澤英明（2006 年、25-46 頁）を参照。

（４）例えば、三浦溥太郎（2007 年）を参照。三浦によれば、診断精度や治療法は年々向上しており、最も症例の多い胸膜中皮腫に関しては治療法によっては５年生存率が 40% 近くまで向上している。ただし、中皮腫が極めて予後の悪い病気であることに変わりはない。

（５）事業所と住居の区別が曖昧で、それゆえ地域が一つの工場とも言えるような本件においては、特にこれらの特徴に注意を払わねばならない。実際、泉南アスベスト国賠訴訟においては、事業者・労働者の健康被害に加え、近隣住民や家族の健康被害もまた大きな争点となった。しかし、最高裁判決はあくまで救済・補償対象を事業者・労働者に限定した。この点は重要な問題であるが、注１に書いたように、次の機会に総合的な記述と分析を行いたい。

（６）日本におけるアスベスト関連訴訟の端を開いたのは、1977 年提訴のいわゆる「長野じん肺事件」（雇用主とその親会社、および国の三者を相手取った損害賠償請求）であり、同判決は国の責任は認めなかったものの、被告二社の安全配慮義務違反を認めて賠償金支払いを命じた。その後、国内におけるアスベスト関連訴訟は、労働者が企業や雇用主を訴えるという労災訴訟の様相を呈することとなる。すなわち、主として特定の企業や雇用主が係争相手となってきたのである（Cf. 松本、2010 年、865-866 頁。ちなみに 2005 年の「クボタ・ショック」は、労働者でなく近隣住民が石綿に曝露し、企業の責任を追及、訴訟を回避して企業に責任を認めさせたことで話題になった。この場合も係争相手は特定の企業である）。これに対して、本論文で論じる泉南アスベスト国賠訴訟（および､今回は論じることができないが、「建設アスベスト訴訟」の集団提訴）は、特定の企業や事業者などに責任を還元できないという点で特徴的であり、またアスベスト使用にかかる国家

の責任を明確に問い直す新たな契機として注目されるべきものである。

（７）他の法規に関する原告の主張（環境関係法や劇毒法の違反、また情報提供義務違反など）は認められなかった。ただし､情報提供義務違反については、知見の集積との関係上、違法性を判断する一要因にあることが認められた。

（８）原告の主張した他の回避措置（防じんマスクの備えつけや石綿取扱いにかかる特別教育など）は、あくまで「補助的手段」であると判断され、認められなかった。

（９）原告による、旧労基法制定時の 1947（昭和 22）年には石綿肺についての知見が確立していたという主張は認められなかった。また、肺がんとの関連性を示すとして原告が言及した 1955（昭和 30）年については、不十分であるとされた。

(10) なお、本論文では『安全センター情報』no.388、全国労働安全衛生センター連絡会議、７-15 頁に掲載された「泉南アスベスト国賠訴訟大阪高裁判決要旨」の表記を参照している。また､以降これを単に「高判要旨」と表記する。

(11) 例えば、大阪じん肺アスベスト弁護団編（2012）の第三章、特に 28-42 頁を参照。

(12)「〔…〕特に工業製品の製造、加工等にあっては、その性質上、本来的な自然ないし生活環境においてほとんど存在しない新たな化学物質の生成ないし排出を避けることは不可能である上、それらの弊害が懸念されるからといって、工業製品の製造、加工等を直ちに禁止したり、あるいは、厳格な許可制の下でなければ操業を認めないというのでは、工業技術の発達及び産業社会の発展を著しく阻害するだけではなく、労働者の職場自体を奪うことにもなりかねないものである」(「高判要旨」第２判断 - １)。

(13) 例えば、高木光（2012 年）はこの裁量の問題について掘り下げ、問題点を指摘している。すなわち、第１陣高裁判決では「委任立法」と「行政処分」が区別され、委任立法には性質上「広範な裁量」が認められるという安易な一般論が採用されている点で、問題なのである（高木、2012 年、43 頁)。

(14) 例えば後に見る八木倫夫（2012 年）など。

(15) また、1972 年の時点で国がアスベスト粉じん濃度の測定結果の報告等を義務づけなかったことについて、第１陣高裁判決は次のような見解を述べている。すなわち、報告が義務づけられていないが故に測定を行わないとい

うのは、「使用者が、自らの怠慢行為についておよそ筋違いな正当化をすることにほかならず、国が測定結果の報告を法令上義務づけなかったことに基づくものではないことは明らかである」（「高判要旨」第２判断４-（２））。これも事業者らの自己責任を主張するものである。

(16) 吉崎（2014 年）、16-30 頁をもとに筆者が要約した。ちなみに残る四点は自己責任論が個人や社会集団に対して果たす効果についての記述であり、まとめると次のようになる。すなわち、自己責任論が社会を構成する諸個人に内面化されると、個人は異議申し立ての意思を奪われ、また異議申し立ての組織される場としての社会集団はその実効力をなくす。

(17) シュレーダー＝フレチェットも同様に、このような抑圧の問題を指摘している（Cf. シュレーダー＝フレチェット、2007 年、92-93 頁）。

REFERENCES*

中皮腫・じん肺・アスベストセンター（2009）、「アスベストによる健康被害の認識」『アスベスト禍はなぜ広がったのか：日本の石綿産業の歴史と国の関与』、日本評論社、131-174 頁。

鎌田幸夫（2010）、「大阪泉南アスベスト国賠訴訟―大阪地裁判決の意義・評価と早期被害救済の必要性」『労働法律旬報』No.1731、旬報社、25-32 頁。

神山宣彦（2007）、「アスベストの種類と化学的特徴」『アスベストと中皮腫』、株式会社篠原出版新社。

松本克美（2010）、「日本におけるアスベスト訴訟の現状と課題」『立命館法學』2010 年３号、862-884 頁。

三浦溥太郎（2007）、「中皮腫」『アスベストと中皮腫』、株式会社篠原出版新社。

宮本憲一、川口清史、小幡範雄編（2006）、『アスベスト問題：何が問われ、どう解決するのか』、岩波ブックレット No.668。

森裕之（2009）、「泉南アスベスト国賠訴訟にみる政府の責任」『労働と健康』35 巻４号、大阪労災職業病対策連絡会、10-13 頁。

村松昭夫（2010）、「泉南アスベスト国賠訴訟「被害の原点を、救済の出発点に」」『働くもののいのちと健康』No.45、働くもののいのちと健康を守る全国センター、２- ６頁。

永倉冬史（2008）、「アスベストに関するリスク・コミュニケーションの実際」『21

世紀倫理創成研究』第１巻、神戸大学大学院人文学研究科倫理創成プロジェクト、58-78 頁。
大久保規子(2012)、「泉南アスベスト被害と国の責任――大阪高裁判決の検討」『環境と公害』41 巻３号、63-67 頁。
大阪じん肺アスベスト弁護団編（2012)、『問われる正義―大阪・泉南アスベスト国賠訴訟の焦点』、かもがわ出版。
小澤英明（2006)、『建物のアスベストと法』、白揚社。
澤田慎一郎（2011)、「特集泉南アスベスト国賠訴訟大阪高裁判決」『安全センター情報』no.388、全国労働安全衛生センター連絡会議、２- ７頁。
シュレーダー＝フレチェット、クリスティン（2007 年)、『環境リスクと合理的意思決定―市民参加の哲学』監訳・松田毅、昭和堂。
八木倫夫（2012)、「大阪泉南アスベスト国賠訴訟の判決の状況と今後の展望」『法と民主主義』no.472、日本民主法律家協会、16-19 頁。
柚岡一禎（2009)、「隠された被害の現場を歩く」『アスベスト惨禍を国に問う』、大阪じん肺アスベスト弁護団・泉南地域の石綿被害と市民の会編、かもがわ出版。
吉崎祥司（2014)、『「自己責任論」をのりこえる―連帯と「社会的責任」の哲学』学習の友社。

「筑豊じん肺最高裁判決」『判例時報』1860 号 34 頁。
「泉南アスベスト国賠訴訟第１陣訴訟大阪地裁判決」『判例時報』2093 号３頁。
「泉南アスベスト国賠訴訟第１陣訴訟大阪高裁判決」『判例時報』2135 号 60 頁。
「泉南アスベスト国賠訴訟大阪高裁判決要旨」『安全センター情報』no.388、全国労働安全衛生センター連絡会議、７-15 頁。

* 国語文献の参照に際して、邦訳のあるものはそれを参考にしつつ、適宜変更を加えた。

・本研究は、JSPS 科研費 25・7843 の助成を受けたものです。

（神戸大学大学院／日本学術振興会）